由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付要綱

平成２６年４月１日
告示第　　４６　号

（趣旨）

第１条　この要綱は、由布市内にある空き家の有効活用による定住促進を図るため、空き家のリフォームに要する費用に対し、予算の定めるところにより、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、由布市補助金等の交付に関する規則(平成２４年規則第１２号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）空き家　由布市定住促進住宅情報の登録及び提供に関する要綱（平成２０年訓令第１０９号）第４条第２項により由布市に住宅情報を登録された物件をいう。

（２）所有者等　由布市定住促進住宅情報の登録及び提供に関する要綱第２条第２号に規定する者をいう。

（３）利用者　由布市定住促進住宅情報の登録及び提供に関する要綱第７条第２項により登録を受けた者で、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

（４）リフォーム　住宅の機能、性能を維持又は向上させるために増築、修繕、補修、取替え等の工事を行うことをいう。

（５）市内施工業者　市内に本店又は支店若しくは営業所を置く、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に規定する建設業者をいう。

（補助対象物件）

第３条　この要綱の規定による補助の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

（１）所有者等と利用者との間で、平成２６年４月１日以降に売買又は賃貸借契約が成立したもの

（２）過去５年以内にこの補助金によるリフォームを行っていないもの

（補助対象者）

第４条　この要綱の規定による補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）前条に掲げる空き家のリフォームを、契約締結後１年以内に着手する者

（２）本補助金によるリフォームを行った後、５年以上当該空き家に居住する旨の承諾をする利用者。又は、利用者に５年以上当該空き家に居住する旨の承諾を求め承諾書を提出する所有者等

（３）過去にこの制度による補助を受けたことのない者
（４）由布市に市税等を滞納していない者
（５）空き家の所有者等の三親等以内の親族でない者
（補助対象事業）
第５条　補助対象事業（以下「対象事業」という。）は、申請年度内に完了する、市内施工業者の請負により施工される空き家のリフォームに係る工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。
（１）空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事
（２）エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事
（３）カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
（４）電話、インターネット、ＣＡＴＶ等の配線工事
（５）外構工事
（６）建物の解体、除却のみを行う工事
（７）申請者が直接行う工事
（８）その他、市長が不適当と認めた工事
（補助金額）
第６条　この要綱に規定する補助金（以下「補助金」という。）の額は、次の各号の金額を上限とし、補助対象工事費の２分の１に相当する額（１，０００円未満の端数を切り捨てた額）とする。
（１）売買契約の成立した空き家で、リフォームを行った物件については、１，０００，０００円
（２）賃貸借契約の成立した空き家で、リフォームを行った物件については、５００，０００円
（交付の申請）
第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）事業計画書（様式第２号）
（２）収支予算書（様式第３号）
（３）承諾書（様式第４号）
（４）対象事業に係る見積書
（５）見取図
（６）空き家の所有又は賃貸借を証明する書類
（７）空き家の所有者等のリフォーム承諾書（空き家を賃借した場合の者）
（８）施行前の写真（対象事業に係る部分）
（９）その他市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第８条　市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは補助金の交付を決定し、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第９条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（１）虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）利用者以外に売却したとき。

（３）補助金の交付の決定を受けた日以後において、第４条各号に該当しない者になったとき。

（４）当該工事が申請年度内に完了しないとき。

（５）交付決定後において、市長が申請者又は対象事業について要綱の目的に違反することがあると認めたとき。

（実績の報告）

第１０条　申請者は、対象事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月末日のいずれか早い日までに、当該事業の成果を記載した由布市定住促進住宅リフォーム事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１）収支決算書（様式第７号）

（２）領収書

（３）工事完了後の写真

（４）世帯全員の住民票

（５）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定の通知）

第１１条　市長は、前条の実績報告があったときは、報告に係る書類審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金額確定通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第１２条　申請者は前条の通知を受けたときは、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　市長は、前条の請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（委任）

第１４条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。